

◎新潟県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年5月7日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
新潟県佐渡市河原田本町字砂415の6
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
新潟県佐渡市河原田本町字砂415の6
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅